

## 食品安全委員会（第661回会合）議事概要

日 時:平成29年8月8日(火) 14:00~14:45  
場 所:食品安全委員会大会議室  
出席者:佐藤委員長ほか6名出席  
傍聴者:報道1名、行政機関1名、一般3名

### 議事概要

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する  
リスク管理機関からの説明について

・プリオン 1案件

英国から輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓について  
(厚生労働省からの説明)

→厚生労働省から説明。

本件について、プリオン専門調査会において審議することとなった。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「フルオピコリド」に係る食品健康影響評価について

→担当の吉田委員及び事務局から説明

「フルオピコリドの一日摂取許容量 (ADI) を0.079 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を1 mg/kg 体重、フルオピコリドの代謝物である2,6-ジクロロベンズアミドの一日摂取許容量 (ADI) を0.047 mg/kg 体重/日、急性参照用量 (ARfD) を0.52 mg/kg 体重と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関 (厚生労働省) に通知することとなった。

・遺伝子組換え食品等「ARG-No. 4株を利用して生産されたL-アルギニン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

『「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断した。』との審議結果が了承され、リスク管理機関 (厚生労働省) に通知することとなった。

・薬剤耐性菌「酒石酸タイロシンを有効成分とする牛、豚及び鶏の飲水添加剤並びに蜜蜂の飼料添加剤 (タイラン水溶散)」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

「評価対象動物用医薬品が蜜蜂に使用されることにより、タイロシン並びにこれと交差耐性が認められるマクロライド系及びリンコマイシン系抗生物質に対する薬剤耐性菌が選択される可能性は否定できない。しかしながら、はちみつを介してヒトに伝播する可能性のある芽胞形成細菌による感染症は乳児ボツリヌス症であり、その治療に抗生物質は使用されないことから、特定すべきハザードはないと判断した。したがって、酒石酸タイロシン製剤を蜜蜂に使用することによって選択された薬剤耐性菌が、蜜蜂由来食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- (3) 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（平成30年度）（案）について
- (4) 平成29年度食品健康影響評価技術研究追加公募課題（案）について

→山本委員及び事務局から説明

本件について、案のとおり決定することとなった。